

# 議会議案第1号

## ライドシェア導入について慎重な検討を求める意見書

タクシーは、ドア・ツー・ドアの輸送サービスや夜間・早朝を問わない24時間の対応など、利用者の多様なニーズにきめ細かく柔軟に応じることができる交通機関として、また、地域住民の生活やビジネス・観光交流を支える基盤として、欠かすことのできない重要な役割を担っている。

特に、高齢化の進む過疎地域においては、鉄道、バス等の運行も少なく、地域の公共交通を形成する貴重な交通機関となっている。

一方、我が国に散在する遊休資産やスキル等の有効活用を進め、潜在需要を喚起し、イノベーションと新ビジネスの創出や地方創生・地方共助に貢献するシェアリングエコノミーが注目されている。その代表的なサービスとして自家用車による有償旅客運送サービス、いわゆるライドシェアを可能にしようとする動きがあり、国においては、規制改革推進会議やシェアリングエコノミー検討会議の中で議論がなされている。

諸外国で既に導入されているライドシェアについては、世界市場規模が2020年には65億ドルになるとの推計もあり、消費者利益の向上や遊休資産の活用という社会的効果が見込まれる反面、運行管理や車両整備、ドライバーの体調管理、事故の際の被害者対応といった運送責任を、自家用車のドライバーのみが負う形態であり、利用者の安全や消費者保護にかかわる懸念が顕在化してきている。

加えて、ライドシェアの導入は、道路運送法、道路交通法、労働基準法等の様々な法令を遵守し、安全確保のための費用をかけ、住民に安全・安心な輸送サービスを提供するタクシー事業の存立に深刻な影響を与えかねない。

よって、国におかれては、利用者の安全・安心を第一に、ライドシェアの導入について、極めて慎重な検討を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月21日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
国土交通大臣	
内閣府特命担当大臣(規制改革)	
内閣官房長官	

石川県議会

無戸籍問題の解消を求める意見書

子の出生の届出をしなければならない者が、何らかの事情で出生届を出さないために、戸籍がないまま暮らさざるを得ない子供や成人が存在し、社会問題となっている。

無戸籍者は、自らに何ら落ち度がないにもかかわらず、特例措置等で救済されるケースを除き、住民登録や選挙権の行使、運転免許やパスポートの取得、銀行口座の開設等ができないだけでなく、進学、就職、結婚といった場面でも不利益を被っており、無戸籍問題は基本的人権にかかわる深刻な問題である。

また、無戸籍者は、これら種々の生活上の不利益を被るだけでなく、自らが無戸籍であることで心の平穏を害されており、一刻も早い救済が必要である。

よって、国におかれては、一刻も早い無戸籍問題の解消に努めるとともに、無戸籍者が生活上の不利益を被ることのないよう、下記の事項に早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 強制認知調停の申立てについては、前夫を相手とする親子関係不存在確認調停や前夫からの嫡出否認を先に行うよう家庭裁判所の窓口で誤って指導するケースが散見されることから、これを是正し強制認知調停の申立ての受付を拒否することがないよう周知徹底すること。
  - 2 関係府省庁による通知等により、無戸籍者も一定の要件の下で各種行政サービス等を受けられることを関係機関に周知徹底すること。
  - 3 嫡出否認の手続に関する提訴権者の拡大や、出訴期間を延ばすよう見直すほか、民法第772条第1項の嫡出推定の例外規定を設けるなど、新たな無戸籍者を生み出さないための民法改正を検討すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月21日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
内閣官房長官

あて

認知症施策の推進を求める意見書

世界に類を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けており、2025年には約700万人に達すると推計されている。認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もがかかわる可能性のある身近な病気であり、その施策の推進は極めて重要である。

このため、施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳を持って生きることができる社会の実現を目指し、当事者の意思を大切にし、家族等が寄り添っていくことが重要である。また、若年性認知症など、これまで十分に組み込まれてこなかった課題にも踏み込んでいく必要がある。さらに、認知症施策に関する課題は、医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっており、総合的な取り組みが強く求められる。

よって、国におかれては、国や自治体を始め企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための法整備を検討すること。
- 2 認知症診断直後から本人や家族等が必要とする情報の提供や支援につながる体制を構築すること。
- 3 若年性認知症の人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
- 4 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通じ、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組み、治療薬の開発・実用化や早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたりハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月21日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

あて

## 議会議案第4号

### Society5.0時代に向けた学校教育環境の整備を 求める意見書

人類はこれまで、狩猟社会（Society1.0）から農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）を経て現代の情報社会（Society4.0）に至るまで、生産手段と社会構造の飛躍的な変化を経て社会を発展させてきた。そして今、次の大きな変革としてSociety5.0が訪れようとしている。

Society5.0とは、必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の多様なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、生き生きと快適に生活できる社会である。

このような社会を生き抜く子供たちには、文章や情報を正確に読み解き対話する力、科学的に思考・吟味し活用する力、価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求心が求められている。

そのため、児童生徒一人一人の能力や適性に応じた公正に個別化・最適化された学びを実現する多様な学習機会と場の提供が必要不可欠であり、教育分野でAI、ビッグデータ等の様々な新しいテクノロジーを活用する「EdTech」を推進し、教育の質の向上、学習環境の整備・充実を進めることが非常に重要となる。

しかしながら、その前提となるICT環境の整備は自治体による格差が大きく、EdTechを進める上で障害となっている。

よって、国におかれては、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

#### 記

- 1 2018～2022年度まで行う学校ICT環境整備に係る地方財政措置を周知徹底するとともに一層の拡充を行うこと。
  - 2 教員や児童生徒のICT利活用を援助する「ICT支援員」の配置を進めるとともに、教員向けの研修等の充実を図ること。
  - 3 学校現場と企業等の協働により、学校教育において効果的に活用できる「未来型教育テクノロジー」の開発・実証を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月21日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		
経済産業大臣		
内閣府特命担当大臣（科学技術政策）		
内閣官房長官		

石川県議会